

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 7 月 16 日 (金) 第 226 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (人 事 課 取 扱 い) 1
- 鹿 児 島 県 手 数 料 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (財 政 課 取 扱 い) 2

- 鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (税 務 課 取 扱 い) 8
- 過 疎 地 域 に お け る 産 業 振 興 の た め の 県 税 の 特 別 措 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (税 務 課 取 扱 い) 10
- 離 島 振 興 対 策 実 施 地 域 に お け る 県 税 の 特 別 措 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (税 務 課 取 扱 い) 12
- 地 域 経 済 牽 引 事 業 の 促 進 に 係 る 区 域 に お け る 県 税 の 特 別 措 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (税 務 課 取 扱 い) 12
- 鹿 児 島 県 保 護 施 設 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (社 会 福 祉 課 取 扱 い) 13
- 鹿 児 島 県 介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (高 齢 者 生 き 生 き 推 進 課 取 扱 い) 14
- 鹿 児 島 県 防 災 対 策 基 本 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (災 害 対 策 課 取 扱 い) 15
- 鹿 児 島 県 い じ め 防 止 等 対 策 委 員 会 条 例 (※) (高 校 教 育 課 取 扱 い) 15
- 鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (警 務 課 取 扱 い) 16

条 例

鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 3 年 7 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 26 号

鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第11号）第 1 条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第27号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 くらし保健福祉部の表21の項の(4)中「第12条第 2 項」を「第12条第 4 項」に改め、同項の(5)のアの(イ)の a 中「第26条第 1 項第 3 号」を「第25条第 1 項第 3 号」に改め、同項の(5)のアの(イ)の b 中「第26条第 1 項第 4 号」を「第25条第 1 項第 4 号」に改め、同項の(5)のアの(イ)の c 中「第26条第 1 項第 5 号」を「第25条第 1 項第 5 号」に改め、同項の(5)のイの(ウ)中「第26条第 2 項第 1 号」を「第25条第 2 項第 1 号」に改め、同項の(5)のイの(イ)中「第26条第 2 項第 2 号」を「第25条第 2 項第 2 号」に改め、同項の(5)のイの(ウ)中「第26条第 2 項第 3 号」を「第25条第 2 項第 3 号」に改め、同項の(5)のウの(ウ)中「第26条第 3 項第 1 号」を「第25条第 3 項第 1 号」に改め、同項の(5)のウの(イ)中「第26条第 3 項第 2 号」を「第25条第 3 項第 2 号」に改め、同項の(6)中「第13条第 3 項」を「第13条第 4 項」に改め、同項の(7)中「第13条第 6 項」を「第13条第 8 項」に改め、同項の(7)の次に次のように加える。

(7)の 2 法第13条の 2 の 2 第 1 項及び政令第80条の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の登録の申請に対する審査	医薬品等製造所登録申請手数料	ア 医薬品の製造所 31,900円 イ 医薬部外品の製造所 31,900円 ウ 化粧品の製造所 31,900円
(7)の 3 法第13条の 2 の 2 第 4 項及び政令第80条の規定	医薬品等製造所登録更新申	ア 医薬品の製造所 21,400円 イ 医薬部外品の製造所 21,400円 ウ 化粧品の製造所 21,400円

に基づく医薬品、 医薬部外品又は化 粧品の製造所の登 録の更新の申請に 対する審査	請手数料	
---	------	--

別表第1 くらし保健福祉部の表21の項の(9)中「同条第13項」を「同条第15項」に改め、同項の(9)のアの(ア)中「47,200円」を「70,500円」に改め、同項の(9)のアの(イ)中「32,500円」を「52,900円」に改め、同項の(9)のアの(ウ)中「15,200円」を「23,900円」に改め、同項の(9)のアに次のように加える。

(イ) 法第13条の2の2第1項に規定する医薬品の製造所（以下この項において「医薬品特定保管所」という。）に係るもの 23,900円

別表第1 くらし保健福祉部の表21の項の(9)のイの(ア)中「47,200円」を「70,500円」に改め、同項の(9)のイの(イ)中「32,500円」を「52,900円」に改め、同項の(9)のイの(ウ)中「15,200円」を「23,900円」に改め、同項の(9)のイに次のように加える。

(イ) 法第13条の2の2第1項に規定する医薬部外品の製造所（以下この項において「医薬部外品特定保管所」という。）に係るもの 23,900円

別表第1 くらし保健福祉部の表21の項の(9)のウ中「15,200円」を「23,900円」に改め、同項の(9)の2のアの(ア)中「100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、100,500円に1を超える」を「124,600円に」に改め、同項の(9)の2のアの(イ)中「70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、70,600円に1を超える」を「95,000円に」に改め、同項の(9)の2のアの(ウ)中「30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、30,600円に1を超える」を「53,400円に」に改め、同項の(9)の2のアに次のように加える。

(イ) 医薬品特定保管所に係るもの 53,400円に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加えた金額

別表第1 くらし保健福祉部の表21の項の(9)の2のイの(ア)中「100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、100,500円に1を超える」を「124,600円に」に改め、同項の(9)の2のイの(イ)中「70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、70,600円に1を超える」を「95,000円に」に改め、同項の(9)の2のイの(ウ)中「30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、30,600円に1を超える」を「53,400円に」に改め、同項の(9)の2のイに次のように加える。

(イ) 医薬部外品特定保管所に係るもの 53,400円に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加えた金額

別表第1 くらし保健福祉部の表21の項の(9)の2のウ中「30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、30,600円に1を超える」を「53,400円に」に改め、同項の(9)の3中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同項の(9)の9中「第23条の20第2項」を

「第 23 条の 20 第 4 項」に改め、同項の(9)の 9 を同項の(9)の 11 とし、同項の(9)の 8 を同項の(9)の 10 とし、同項の(9)の 7 を同項の(9)の 9 とし、同項の(9)の 6 を同項の(9)の 8 とし、同項の(9)の 5 中「第 23 条の 2 第 2 項」を「第 23 条の 2 第 4 項」に改め、同項の(9)の 5 を同項の(9)の 7 とし、同項の(9)の 4 を同項の(9)の 6 とし、同項の(9)の 3 の次に次のように加える。

<p>(9)の 4 法第 14 条の 2 第 1 項及び政令第 80 条の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性の調査の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等 区分適合 性調査手 数料</p>	<p>ア 医薬品に係る調査</p> <p>(ア) 無菌医薬品（無菌化された医薬品のうち専ら動物のために使用されることが目的とされているもの及び政令第 80 条第 2 項第 7 号イ、ロ、ニ及びホの医薬品を除く。）の製造工程に係るもの（イ及びロに掲げるものを除く。） 124,600 円に、調査品目の数に 2,000 円を乗じて得た額及び調査品目の製造販売業者の数に 8,300 円を乗じて得た額を加えた金額</p> <p>(イ) (ア)に規定する医薬品以外の医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているもの及び政令第 80 条第 2 項第 7 号イ、ロ、ニ及びホの医薬品を除く。）の製造工程に係るもの（イ及びロに掲げるものを除く。） 95,000 円に、調査品目の数に 1,000 円を乗じて得た額及び調査品目の製造販売業者の数に 8,300 円を乗じて得た額を加えた金額</p> <p>(ロ) (ア)及び(イ)に規定する医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造工程に係るもの（イに掲げるものを除く。） 53,400 円に、調査品目の数に 500 円を乗じて得た額及び調査品目の製造販売業者の数に 4,300 円を乗じて得た額を加えた金額</p> <p>(イ) (ア)及び(イ)に規定する医薬品の製造工程のうち保管（法第 13 条の 2 の 2 第 1 項に規定する保管をいう。）のみを行う製造工程に係るもの 53,400 円に、調査品目の数に 500 円を乗じて得た額及び調査品目の製造販売業者の数に 4,300 円を乗じて得た額を加えた金額</p> <p>イ 医薬部外品に係る調査</p> <p>(ア) 無菌医薬部外品（無菌化された医薬部外品のうち専ら動物のために使用されることが目的とされ</p>
---	--------------------------------------	--

		<p>ているもの及び厚生労働大臣の指定するものを除く。)の製造工程に係るもの (ウ)及び(イ)に掲げるものを除く。) 124,600円に, 調査品目の数に2,000円を乗じて得た額及び調査品目の製造販売業者の数に8,300円を乗じて得た額を加えた金額</p> <p>(イ) (ア)に規定する医薬部外品以外の医薬部外品(専ら動物のために使用されることが目的とされているもの及び厚生労働大臣の指定するものを除く。)の製造工程に係るもの (ウ)及び(イ)に掲げるものを除く。) 95,000円に, 調査品目の数に1,000円を乗じて得た額及び調査品目の製造販売業者の数に8,300円を乗じて得た額を加えた金額</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に規定する医薬部外品の製造工程のうち包装, 表示又は保管のみを行う製造工程に係るもの (イ)に掲げるものを除く。) 53,400円に, 調査品目の数に500円を乗じて得た額及び調査品目の製造販売業者の数に4,300円を乗じて得た額を加えた金額</p> <p>(イ) (ア)及び(イ)に規定する医薬部外品の製造工程のうち保管(法第13条の2の2第1項に規定する保管をいう。)のみを行う製造工程に係るもの 53,400円に, 調査品目の数に500円を乗じて得た額及び調査品目の製造販売業者の数に4,300円を乗じて得た額を加えた金額</p>
<p>(9)の5 法第14条の7の2第3項及び政令第80条の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性の確認の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等適合性確認申請手数料</p>	<p>ア 医薬品に係る調査</p> <p>(ア) 医薬品製造区分(無菌)に係るもの 70,500円</p> <p>(イ) 医薬品製造区分(一般)に係るもの 52,900円</p> <p>(ウ) 医薬品製造区分(包装, 表示又は保管)に係るもの 23,900円</p> <p>(イ) 医薬品特定保管所に係るもの 23,900円</p> <p>イ 医薬部外品に係る調査</p> <p>(ア) 医薬部外品製造区分(無菌)に係るもの 70,500円</p> <p>(イ) 医薬部外品製造区分(一般)に係るもの 52,900円</p> <p>(ウ) 医薬部外品製造区分(包装, 表示又は保管)に</p>

		係るもの 23,900円
		(㊦) 医薬部外品特定保管所に係るもの 23,900円
		ウ 外部試験検査機関に係る医薬品等の調査 23,900円

別表第1 暮らし保健福祉部の表21の項の(㊥)の5中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同項の(㊥)の7中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同項の(㊥)の8中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改め、同項の(㊥)の10中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同項の(㊥)の11のアの(㉠)中「47,200円」を「70,500円」に改め、同項の(㊥)の11のアの(㉡)中「32,500円」を「52,900円」に改め、同項の(㊥)の11のアの(㉢)中「15,200円」を「23,900円」に改め、同項の(㊥)の11のAに次のように加える。

(㊦) 医薬品特定保管所に係るもの 23,900円

別表第1 暮らし保健福祉部の表21の項の(㊥)の11のイの(㉠)中「47,200円」を「70,500円」に改め、同項の(㊥)の11のイの(㉡)中「32,500円」を「52,900円」に改め、同項の(㊥)の11のイの(㉢)中「15,200円」を「23,900円」に改め、同項の(㊥)の11のイに次のように加える。

(㊦) 医薬部外品特定保管所に係るもの 23,900円

別表第1 暮らし保健福祉部の表21の項の(㊥)の11のウ中「15,200円」を「23,900円」に改め、同項の(㊥)の12のアの(㉠)中「100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、100,500円に1を超える」を「124,600円に」に改め、同項の(㊥)の12のアの(㉡)中「70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、70,600円に1を超える」を「95,000円に」に改め、同項の(㊥)の12のアの(㉢)中「30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、30,600円に1を超える」を「53,400円に」に改め、同項の(㊥)の12のAに次のように加える。

(㊦) 医薬品特定保管所に係るもの 53,400円に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加えた金額

別表第1 暮らし保健福祉部の表21の項の(㊥)の12のイの(㉠)中「100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、100,500円に1を超える」を「124,600円に」に改め、同項の(㊥)の12のイの(㉡)中「70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、70,600円に1を超える」を「95,000円に」に改め、同項の(㊥)の12のイの(㉢)中「30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、30,600円に1を超える」を「53,400円に」に改め、同項の(㊥)の12のイに次のように加える。

(㊦) 医薬部外品特定保管所に係るもの 53,400円に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加えた金額

別表第1 暮らし保健福祉部の表21の項の(㊥)の12のウ中「30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、30,600円に1を超える」を「53,400円に」に改め、同項の(㊥)の22を同項の(㊥)の26とし、同項の(㊥)の21を同項の(㊥)の25とし、同項の(㊥)の20を同項の(㊥)の24とし、同項の(㊥)の19を同項の(㊥)の23とし、同項の(㊥)の18の次に次のように加える。

(15)の19 政令第16条 の4第1項及び第 4項の規定に基づ く医薬品、医薬部 外品又は化粧品の 製造所の登録証の 書換え交付	医薬品等 製造所登 録証書換 え交付手 数料	2,100円
(15)の20 政令第16条 の5第1項及び第 5項の規定に基づ く医薬品、医薬部 外品又は化粧品の 製造所の登録証の 再交付	医薬品等 製造所登 録証再交 付手数料	2,900円
(15)の21 政令第26条 の4第1項及び第 6項の規定に基づ く医薬品又は医薬 部外品の製造所の 基準確認証の書換 え交付	医薬品等 製造所基 準確認証 書換え交 付手数料	2,100円
(15)の22 政令第26条 の5第1項及び第 7項の規定に基づ く医薬品又は医薬 部外品の製造所の 基準確認証の再交 付	医薬品等 製造所基 準確認証 再交付手 数料	2,900円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鹿児島県手数料徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行前の準備に係る手数料の徴収）

- 3 この条例の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第9項及び第11項の規定により行うことができるとされた同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第13条の2の2第1項、第14条の2第1項又は第14条の7の2第3項の規定の例による申請が行われた場合には、新条例第2条及び別表第1くらし保健福祉部の表21の項の(7)の2、(9)の4及び(9)の5の規定の例により、手数料を徴収する。

.....
鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第28号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第59条の12」を「第59条の10」に、「第97条の9」を「第97条の8」に改める。

第12条第3項を削る。

第28条の3中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第31条の6第2号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第30条第4項」を「第30条第7項に規定する一般退職手当等、同条第4項に規定する短期退職手当等又は同条第5項」に改め、「又は同法第201条第1項第1号イに規定する一般退職手当等」を削り、同条第4号中「第30条第5項第3号」を「第30条第6項第3号」に改める。

第35条の20中「の金額」の次に「又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第36条第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項第3号中「）及び」を「）、」に改め、「発電事業等」という。）の次に「及び同号に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第39条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第59条の11及び第59条の12を削る。

第67条の2中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用

に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第 67 条の 3 第 1 項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、「電子計算機出力マイクロフィルム」の次に「(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)」を加え、同条第 2 項中「の承認を受けている」を「の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている」に、「において、当該承認を受けている帳簿(以下この節において「電磁的記録に係る承認済帳簿」という。)」を「には、当該帳簿」に改め、「知事の承認を受けたときは」を削り、「承認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿」を「帳簿」に改める。

第 67 条の 4 を削る。

第 67 条の 5 中「第 67 条の 2 又は第 67 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の承認を受けている」を削り、同条を第 67 条の 4 とする。

第 97 条の 2 第 6 項中「記名押印しなければ」を「氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第 97 条の 9 を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 12 条第 3 項を削る改正規定及び第 97 条の 2 第 6 項の改正規定 公布の日
- (2) 目次の改正規定、第 31 条の 6 及び第 35 条の 20 の改正規定、第 59 条の 11 及び第 59 条の 12 を削る改正規定、第 67 条の 2 及び第 67 条の 3 の改正規定、第 67 条の 4 を削る改正規定、第 67 条の 5 の改正規定並びに第 97 条の 9 を削る改正規定並びに次条及び附則第 4 条の規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (3) 第 36 条第 1 項及び第 39 条の改正規定並びに附則第 3 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日
- (4) 第 28 条の 3 の改正規定 令和 6 年 1 月 1 日

(県民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の鹿児島県税条例(以下「新条例」という。)第 31 条の 6 の規定は、令和 4 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき鹿児島県税条例第 31 条の 2 に規定する退職手当等(以下この項において「退職手当等」という。)について提出する新条例第 31 条の 6 の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した改正前の鹿児島県税条例第 31 条の 6 の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第 35 条の 20 の規定は、令和 4 年 1 月 1 日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 11 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 37 条の 11 の 4 第 2 項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 2 項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例

による。

(事業税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 36 条第 1 項及び第 39 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する帳簿の保存方法等の特例に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 67 条の 2 及び第 67 条の 3 第 1 項の規定は、令和 4 年 1 月 1 日以後に備付けを開始する帳簿（新条例第 67 条の 2 に規定する帳簿をいう。次項において同じ。）について適用する。

2 新条例第 67 条の 3 第 2 項の規定は、令和 4 年 1 月 1 日以後に保存が行われる帳簿について適用する。

.....

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 29 号

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例（昭和 45 年鹿児島県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この条例は、過疎地域及び特定市町村の区域における産業の振興を図るため、産業振興促進区域内において製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に係る県税の特別措置を行い、もって雇用機会の拡充及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 1 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条第 1 項第 1 号中「過疎地域内」を「過疎地域又は特定市町村の区域のうち市町村計画（法第 8 条第 1 項に規定する市町村計画をいう。以下同じ。）に記載された産業振興促進区域内」に、「過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 12 年自治省令第 20 号）を「過疎地域の持続的発展の支援に

関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に改め、同項第2号中「過疎地域」の次に「又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域」を、「第2条第2項」の次に「又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第1項若しくは第4条第1項」を加え、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において「過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。

2 この条例において「特定市町村の区域」とは、法附則第5条に規定する特定市町村の区域（法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）をいう。

3 この条例において「産業振興促進区域」とは、法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。

4 この条例において「農林水産物等販売業」とは、法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。

5 この条例において「取得等」とは、法第23条に規定する取得等をいう。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の規定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「新法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（以下単に「過疎地域」という。）又は新法附則第5条に規定する特定市町村の区域（新法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村の区域」という。）のうち市町村計画（新法第8条第1項に規定する市町村計画をいう。以下同じ。）に記載された産業振興促進区域（新法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（新法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（新法第23条に規定する取得等をいう。）を令和3年4月1日以後にした者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税及び過疎地域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人の同年以後の各年の所得に係る事業税について適用し、旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された市町村の区域（以下「旧過疎地域」という。）内において製造の事業、農林水産物等販売業（改正前の過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例第1条に規定す

る農林水産物等販売業をいう。)又は旅館業の用に供する設備を令和 3 年 3 月 31 日以前に新設し、又は増設した者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税及び旧過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人の令和 2 年以前の各年の所得に係る事業税については、なお従前の例による。

.....

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 30 号

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例 (平成 5 年鹿児島県条例第 37 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表事業税の項中「に規定する租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 12 条第 3 項の表の第 2 号又は第 45 条第 2 項の表の第 2 号」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 31 号

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例 (平成 20 年鹿児島県条例第 45 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「起算して 5 年内」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例第 2 条の規定は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成 19 年法律第 40 号) 第 4 条第 6 項の同意の日 (以下「同意日」という。)が平成 30 年 4 月 1 日前又は令和 3 年 4 月 1 日以後である同条第 1 項の地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に係る施設を設置した者について適用し、同意日が平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間である同項の地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に係る施設を設置した

者については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第32号

鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第58号）
の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（就業環境の整備）

第 9 条の 2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 9 条の 3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10条に次の 1 項を加える。

5 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第19条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間（以下「経過期間」という。）における改正後の鹿児島県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 9 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 3 経過期間における新条例第 19 条第 2 項（新条例第 27 条、第 33 条及び第 39 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

.....

鹿児島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 33 号

鹿児島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県介護保険財政安定化基金条例（平成 12 年鹿児島県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 4 項を第 8 項とし、第 3 項の次に次の 4 項を加える。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの貸付金の償還の特例）

- 4 政令附則第 2 条の 2 第 1 項の規定により償還期限の延長を行った場合には、第 12 条第 1 項中「当該計画期間中」とあるのは「令和 3 年度から令和 5 年度までの間」と、「3」とあるのは「6」と、「次期計画期間」とあるのは「令和 6 年度から令和 11 年度まで」とする。
- 5 政令附則第 2 条の 2 第 2 項の規定により償還期限の延長を行った場合には、第 12 条第 1 項中「当該計画期間中」とあるのは「令和 3 年度から令和 5 年度までの間」と、「3」とあるのは「9」と、「次期計画期間」とあるのは「令和 6 年度から令和 14 年度まで」とする。

（令和 6 年度から令和 8 年度までの貸付金の償還の特例）

- 6 政令附則第 2 条の 3 第 1 項の規定により償還期限の延長を行った場合には、第 12 条第 1 項中「当該計画期間中」とあるのは「令和 6 年度から令和 8 年度までの間」と、「3」とあるのは「6」と、「次期計画期間」とあるのは「令和 9 年度から令和 14 年度まで」とする。
- 7 政令附則第 2 条の 3 第 2 項の規定により償還期限の延長を行った場合には、第 12 条第 1 項中「当該計画期間中」とあるのは「令和 6 年度から令和 8 年度までの間」と、「3」とあるのは「9」と、「次期計画期間」とあるのは「令和 9 年度から令和 17 年度まで」とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県防災対策基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第34号

鹿児島県防災対策基本条例の一部を改正する条例

鹿児島県防災対策基本条例（平成19年鹿児島県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第21条第 4 号及び第 5 号中「勧告」を「指示」に改め、同条第 6 号中「避難場所の運営について、避難場所の運営計画」を「指定避難所（法第49条の 7 第 1 項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）の運営についての計画」に改め、同条第14号中「災害時の避難場所」を「指定緊急避難場所（法第49条の 4 第 1 項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、指定避難所」に改める。

第31条第 1 項中「災害時の避難場所」を「指定緊急避難場所、指定避難所」に改める。

第32条の見出し中「避難場所」を「指定避難所」に改め、同条第 1 項中「勧告」を「指示」に改め、同条第 2 項中「避難場所」を「指定避難所」に、「勧告」を「指示」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....
鹿児島県いじめ防止等対策委員会条例をここに公布する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第35号

鹿児島県いじめ防止等対策委員会条例

（設置）

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第 3 項の規定に基づき、鹿児島県いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、法第12条の規定による鹿児島県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策について調査審議するとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第24条の規定による調査を行うこと。
- (2) 法第28条第 1 項の規定による調査を行うこと。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

- 2 委員は、いじめの問題に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員の服務）

第5条 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鹿児島県いじめ調査委員会条例（平成26年鹿児島県条例第37号）は、廃止する。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月16日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第36号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の

一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(29) 用地交渉手当

第 31 条の 2 第 1 項第 1 号中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

第 31 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（用地交渉手当）

第 31 条の 3 用地交渉手当は、職員が、公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し、現地において所有者若しくは権利者又はこれらに準ずる者と直接交渉する業務に従事したときに支給する。

2 用地交渉手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、1,500 円以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。